

平成 28 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 日本電産株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 永守 重信
取 引 所 東証一部(6594)
問 合 せ 先 広報宣伝部長 生島 志朗
T E L (075) 935-6150

当社子会社に対する行政処分について

当社子会社である日本電産シンポ株式会社が、動力プレスの特定制検査業務で労働安全衛生法の違反行為を行い、2016 年 5 月 17 日、京都労働局から、当該検査業務について、業務停止命令の行政処分を受けましたので、別紙の通りお知らせいたしますとともに、お客様をはじめ関係者の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

当社グループでは「コンプライアンス行動規範」に則り、法令違反の防止に努めてまいりましたが、今回違反行為が行われ行政処分を受けたことを厳粛に受け止め、改めてコンプライアンス全般に関する教育を徹底してまいります。

以 上

2016 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 日本電産シンポ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 西 本 達 也
所 在 地 京都府長岡京市神足寺田 1 番地
お問合せ先 執行役員プレス事業本部長 中井幸夫
電 話 0 7 5 - 2 8 3 - 3 9 0 0

特定自主検査に関わる業務停止の行政処分について

当社は、動力プレスの特定自主検査業務で労働安全衛生法の違反行為を行い、2016 年 5 月 17 日、京都労働局より、当該検査業務について、2016 年 5 月 17 日から 7 月 16 日まで 2 カ月間の業務停止命令の行政処分を受けました。

お客さまをはじめ関係各位に、多大なご迷惑とご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

1. 行政処分の対象となる違反行為の概要

有資格検査者である当社社員 11 名以外に、当社社員ではない協力会社の有資格検査者 1 名を当社所属の検査者として、動力プレスの特定自主検査業務を実施させていたこと。

2. 当社の対応

京都労働局より指摘を受けた後、ただちに当社社員以外の検査者の使用を停止いたしました。なお、当該検査者が実施した特定自主検査については、再検査の必要は無い旨を京都労働局に確認しております。

3. 再発防止について

特定自主検査業務に関するルールの周知と遵守を徹底し、再発防止に努めてまいります。

日本電産シンポでは、日本電産グループ「コンプライアンス行動規範」に則り、法令違反の防止に努めてまいりましたが、今回違反行為が行われ行政処分を受けたことを厳粛に受け止め、改めてコンプライアンス全般に関する教育を徹底してまいります。

以上